

I 東京農業の確立に関する要望

東京の農業は、農業者の努力によりそれぞれの地域環境に適応した多彩な農業経営が展開され、新鮮で安全・安心な食料や潤いをもたらす緑等を供給するとともに多様な機能を持つ貴重な農地を維持しており、地域住民にとって無くてはならない役割を果たしている。

東京農業を将来にわたり維持するためには、規模の大小や経営部門にかかわらず、生産に努力している家族経営を幅広く担い手として位置付け支援することが重要である。また、農地が十分に活用されるためには、農業者の信頼のもとに活動する農業委員会系統組織が、その期待される役割を十分に発揮できるよう制度を整備する必要がある。

よって、政府・国会におかれては、かけがえのない東京農業を守り発展させるため、下記事項の実現に向けて積極的に取り組むよう、ここに強く要望する。

記

1. 地域農業の維持・発展をはかる農業委員会組織・制度の確立

(1) 農業委員の公選制の維持

農業委員が期待される役割を発揮して活動するためには農業者の信任を得て地域の代表として選出される必要がある。よって、選出方法については公平かつ透明性のある公選制を維持することが必要である。しかしながら、選挙によらない方法をとる場合にあっては地域の農業者からの推薦を基本として代表制を担保する仕組みとすること。

(2) 農業委員の定数の維持

農業委員会が現場の実情を踏まえた農地の利用調整や農地関係法の適正な運用を行うとともに、農業者の声をきめ細かく汲み上げて行政につなぐ役割を今後も果たしていくためには、十分な組織体制が確保される必要がある。よって、現行の農業委員定数を維持すること。

(3) 意見の公表、建議等の法定化の維持

農業委員会等に関する法律に定められている「意見の公表、建議、諮問答申」は、地域の農業者の意見や要望を集約して行政庁の農業施策に反映させることができる手法として農業者と行政の双方にとって極めて重要であることから、この仕組みを維持すること。

(4) 都道府県農業会議・全国農業会議所の系統性の確保

都道府県農業会議および全国農業会議所は、日常的に農業委員会活動を下支えし、その適正な業務執行を担保する組織として不可欠である。引き続き、農業委員会等に関する法律において系統性を確保する措置を講じること。

(5) 農業委員会系統組織の予算確保

農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所のネットワークが、今後

とも地域農業の維持・発展に全力で取り組むことのできるよう、運営・活動のための予算を十分に確保すること。

2. 地域農業の振興

(1) 農業生産の維持に向け直接支払を行う政策の確立

日本型直接支払制度については、農地等の保全がそれぞれの地域で果たしている機能と役割を重視し、都市およびその周辺の地域や離島など多様な地域農業の維持・発展に対する支援となるよう改善すること。なお、農地維持支払および環境保全型農業直接支援については大幅に増額するとともに、資源向上支払について対象地域を拡大すること。

(2) 農地の譲渡にかかる特例措置の要件緩和と控除額の増額

農業委員会のあっせんなどにより農地を農地として売り渡した際の譲渡所得に対する特別控除について、市街化区域も含め対象地域を拡大するとともに控除額を5千万円に増額すること。

(3) 山村・離島振興のための施策の拡充

山村・離島地域の振興と農業生産基盤の強化をはかるため、農山漁村の活性化に関する事業および島しょの農業振興について必要な関係事業を継続するとともに、支援を拡充すること。

3. 担い手の育成・支援対策の確立

(1) 認定農業者の経営改善を後押しする支援施策の拡充

意欲ある担い手を確保するため、認定農業者制度を担い手対策の基本とし、認定農業者が農業経営改善計画を達成するための必要な支援を拡充すること。

(2) 農業後継者の育成・支援

地域農業の未来を担う農業後継者を確保するため、後継者支援対策の抜本的な改正を図ること。さらに、後継者が安心して就農し新たな農業に意欲的に取り組むためには就農当初の所得確保が重要であることから、青年就農給付金における親元就農者への支給要件を緩和して対象者を大幅に拡大すること。

(3) 畜産経営に対する支援

長期にわたる飼料の高騰により多くの畜産経営が経営の危機に直面している現状を踏まえ、飼料価格を安定させ畜産経営を支援するための抜本的な対策を早急に講ずること。

4. 災害からの復興に対する支援

(1) 大島町における災害からの復興支援

平成25年10月に台風26号による土砂災害を被った大島町に対し、地域農業を中心とする産業の活性化を重視した積極的な復旧支援を行うこと。

(2) 原子力発電所事故に伴う農産物等の放射性物質汚染への対策

福島第一原子力発電所事故により発生した放射能汚染に対しては、風評被害を含めた全ての被害に対し誠意ある対応と確実な賠償を行うこと。

5. TPP交渉とEPA・FTA交渉への慎重な対応

(1) TPP交渉における関税撤廃への反対

TPP（環太平洋連携協定）が締結されれば、国内の安定した食料生産と国民の食の安全・安心が大きく損なわれることは明白である。食料等の関税引き下げ・撤廃や輸入枠の拡大を受け入れれば国益を大きく損なうことは明らかであり、そうした譲歩を免れることができないならば即座に交渉から離脱すること。

(2) EPA・FTA交渉への慎重な対応

現在交渉中、または今後交渉に向けた準備が行われている各国とのEPA・FTA交渉については、国内農業に対する十分な配慮に基づいた慎重な交渉を進めること。

6. 食の安全・安心の確保と地産地消の促進

(1) 地産地消の推進

安全で安心な消費生活を求める国民の期待に応えるとともに、地域農業の維持・発展をはかるため、食料や花、緑化木等の地産地消を促進する施策を強化すること。

(2) オリンピック・パラリンピック開催に向けた東京農業の魅力の発信

2020年、東京都で開催される夏季オリンピック・パラリンピックを契機として豊かな食と緑がある新しい都市像を打ち出し、東京農業の多彩な魅力を大いにアピールすること。また、開催準備から会期中まで、必要な食材や花き、植木のうち都内産で確保するものをリストアップし、都や関係機関と協力して計画的な増産へ向けた生産振興をはかること。

(3) 安全・安心の農産物に対する適正な価格形成

科学的な根拠のもと農薬の使用を削減した農業が行われている東京産農産物の安全性について国民への啓発を行うとともに、農家の努力や生産コストに見合う価格が形成されるよう有効な対策を講じること。

(4) 食農教育の推進

食農教育に取り組む自治体の施策を後押しするため、地域で活動する農業者や団体等に対し必要な支援を行うこと。

7. 物納農地の管理徹底

物納農地については除草等の管理を徹底するとともに、未利用の土地は地域と連携して公的利用や農業者への貸付など有効活用を積極的に進めるよう、関係省庁の協議・連携を行うこと。

8. 国有農地の早期解消

残存する国有農地の存在は農地の貸借に対する啓発にとって大きな阻害要因となっている。よって、現存する国有農地については売り払い先を拡大するとともに、農耕貸付されているものは農業目的に、それ以外は目的に応じた売り払いを早急に行い、その解消を進めること。

9. 動植物に対する防疫体制の強化

(1) ウメ輪紋ウイルス対策の強化

感染が広がりつつあるウメ輪紋ウイルスの防除については、徹底した調査を行い早急かつ確実に根絶すること。また、伐採処分が行われた後の農業生産の再構築に対し積極的な支援を行うこと。

(2) 鳥インフルエンザおよび口蹄疫に対する防疫体制の強化

発生すれば畜産経営に甚大な損害を与える鳥インフルエンザや口蹄疫について、防疫体制を強化すること。また、感染防止の方策や、発生した際の対応等について生産者や自治体、関係団体等への指導を徹底すること。

10. 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣の被害が拡大するとともに、その種類も増加し、遊休農地が増加する大きな要因となっている。このような有害鳥獣は区市町村や都道府県単位ごとの解決が難しいことから、迅速かつ的確な対応がはかれるよう農政局を単位として、駆除を含めた抜本的な対策を講ずること。

11. 山林・平地林の保全対策の推進

(1) 国産木材・間伐材の利用推進

山林の荒廃を防止するため、農業用暖房などにも活用可能な間伐材の利用を積極的に普及・推進すること。また、国産木材の幅広い活用方法を開発し、利用の拡大を推進すること。

(2) 山林・平地林の相続税軽減

都市住民に潤いを与え、水の循環や生態系の保全に大きな役割を果たしている山林・平地林について、相続税軽減措置を講ずること。

平成27年2月26日

第56回 東京都農業委員・農業者大会